

# 元号改正に伴う検査登録・整備等関連業務の取扱い 並びに点検整備済ステッカーの取扱いについて

平成31年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が直ちに御即位されることとなり、御即位と同じ5月1日に元号改正が行われます。

今般、国土交通省より元号改正に伴う自動車検査登録・整備等関連業務の取扱いについて、下記により取扱う旨通達がありましたのでお知らせ致します。

## 記

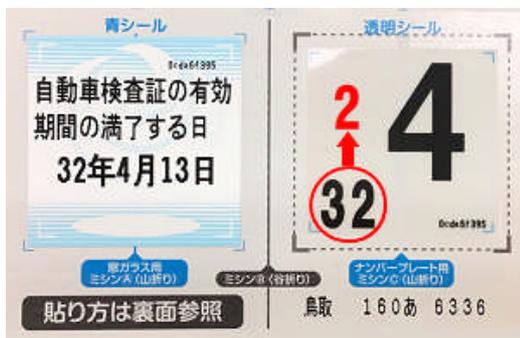
### 1. 既に交付済みの自動車検査証等の取扱いについて

4月30日以前に交付された自動車検査証、検査標章等に記された年月中5月1日以後の日付については、「平成31年」とあるのは「令和元年」と、「平成32年」とあるのは「令和2年」と、「平成33年」とあるのは「令和3年」と、「平成34年」とあるのは「令和4年」と、それぞれ読み替えられるものとし、平成35年以後の年についても同様に読み替えられるものとする。

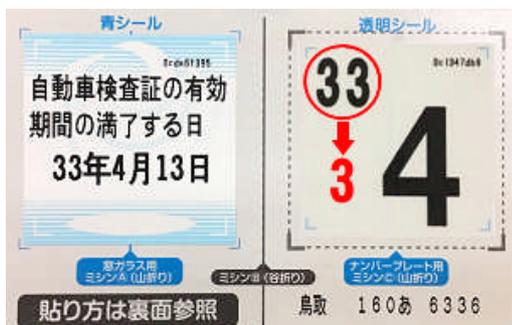
従って、元号改正を理由とした自動車検査証等の再交付は、行わないものとする。

#### ■ご参考/元号改正に伴う読替

[例1] ●有効期間:平成32年4月 → 令和2年4月



[例2] ●有効期間:平成33年4月 → 令和3年4月



## 2. 5月1日以後に交付又は返付する自動車検査証等の取扱いについて

### (1)検査標章の取扱い

電子情報処理システムの端末機で出力される検査標章については、「令和元年」を「1」として右下に、「令和2年」を「2」として左下に、「令和3年」を「3」として左上に、「令和4年」を「4」として右上に表示し、以降順次これを繰り返すものとする。

### (2)保安基準適合標章の取扱い

保安基準適合標章については、「令和」に訂正のうえ、使用するものとする。

なお、この場合においては、訂正印は必要ないものとする。

**※保安基準適合標章については、訂正を必ず行って使用すること！**

### (3)その他交付する書類の取扱い

回送運行許可書等、その他交付する書類については、全て「令和」で印刷する。

但し、既に「平成」で印刷済みの書類がある場合には、「令和」に訂正のうえ使用するものとし、この場合においては、訂正印は必要ないものとする。

## 3. 申請書の取扱いについて

### (1)OCRシートの取扱い

- ① 元号が入力事項となっている様式については、無記入で「令和」が入力されることとなるので、留意されたい。
- ② 元号が入力事項でないものについては、申請者が「令和」に訂正して用いた場合であって、訂正印の捺印がない場合であっても、受理して差し支えないものとし、また、申請者が訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

### (2)その他の申請書及び添付書類の取扱い

下記のOCRシート以外の申請書類及び添付書類については、申請者又は該当書類の作成者が「令和」に訂正し、訂正印の捺印がない場合であっても、受理して差し支えないものとし、また、当該書類が訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

- ・ 検査登録手数料納付用紙
- ・ 重量税納付用紙
- ・ 完成検査終了証
- ・ 排ガス検査終了証
- ・ 出荷検査証等
- ・ 委任状
- ・ **保安基準適合証及び限定保安基準適合証**
- ・ 自動車整備士技能検定申請書
- ・ 回送運行許可申請書等
- ・ 優良自動車整備事業認定申請書
- ・ 運航管理者資格者証交付申請書等

## 4. 整備命令書・点検等の勧告書の取扱いについて

### (1)既に交付済みのものについて

確認期限年月日の日付が5月1日以降のもので、「平成31年」とあるのは「令和元年」と読み替えられるものとする。

### (2)5月1日以降に交付するものについて

様式等に既に印刷済みの「平成」を二本線で抹消し「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は必要ないものとする。

また、「整備命令書」・「点検等の勧告書」等は、速やかに新様式のものに変更するものとする。

### (3)整備命令・点検等の勧告を行った旨の自動車検査証への記載について

新元号のゴム印等ができるまでの間は、現在使用しているゴム印の「平成」の部分を切り取り使用すること。このとき押印した後、手書き等により「令和」と記入するものとする。

## 5. 点検整備記録簿等の取扱いについて

点検整備記録簿、分解整備記録簿及び指定整備記録簿等の年月日の欄に「平成」と印刷されているものについては、「令和」に訂正し、訂正印の押印がない場合であっても差し支えないものとし、また、訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

## 6. 点検整備済ステッカーの取扱いについて

### (1)「平成」表記のステッカー(31年・32年)の取扱いについて

改元後も、「平成」表記を修正することなく使用しても差し支えありません。

また、既に自動車の前面ガラスに貼付されている同ステッカーについても、表記を修正することなく、貼付期限まで貼付していても差し支えありません。

### (2)新元号表記のステッカーの頒布について

新元号「令和」表記のステッカーの整備事業者等への頒布については、本年7月1日から開始致します。